

**お手紙『企業年金登録情報との不整合のご案内』をお受取りになられた
個人型確定拠出年金（iDeCo）のご加入者様へ**

お手紙『企業年金登録情報との不整合のご案内』をお受取りになられたiDeCoご加入者様におかれましては、不整合が解消されない場合、掛金の引落しを一時停止させていただきご状況にあるかと思われまますので、次ページ以降のご案内もご確認いただきまして、必要なお手続きをお取りくださいますようお願いいたします。

お手続き先、ご照会先は、下記のお手紙見本の青枠内に記載されている、ご加入者様の運用関連運営管理機関（以下、「金融機関など」といいます。）および、お勤め先の企業年金制度となります。

お手紙の題名が『企業年金登録情報との不整合のご案内』となっているお手紙が届いたご加入者様へのご案内です。

iDeCo登録情報を訂正される場合は、こちらに記載されている、「iDeCo各種手続き・照会先」にご連絡をお願いします。

金融機関などによっては、ご加入者様向けのホームページにお手続き方法が記載されている場合もございますので、お問い合わせの前に金融機関などのホームページをご確認ください。

企業年金登録情報についてご不明の場合や、情報を訂正される場合は、企業型確定拠出年金のご加入者様向けWebサイトをご確認の上、こちらに記載されている、「企業型DCの照会先」にお問い合わせをお願いします。なお、「お勤め先名」に記載されている事業所をご退職済みの場合は、登録事業所変更等のお手続きが必要となりますので、「iDeCo各種手続き・照会先」にご連絡ください。

手続きに関するご案内

(1) 『企業年金登録情報との不整合のご案内』をお受取りになった場合

現在ご加入者様がお勤め先で加入されている企業型DC(企業型確定拠出年金)及びDB等他制度に登録されている情報(企業年金登録情報)を確認したところ、iDeCo(個人型確定拠出年金)に登録されている登録情報(お届け内容)と不整合であることが判明しました。登録情報の不整合が解消されない場合、iDeCo掛金の拠出が停止されることとなりますので、以下の内容をご確認の上、必要なお手続きをお願いします。

- iDeCoに登録している「他年金制度加入状況」が誤っている場合
iDeCo各種手続き・照会先へ「加入者他年金(企業年金等)加入状況等変更届」を提出し、iDeCoに登録している情報の訂正をお願いします。他年金制度加入状況についてはお勤め先に確認をお願いします。
- iDeCoに登録している「基礎年金番号、生年月日、性別」のいずれかに誤りがある場合
iDeCo各種手続き・照会先へ「個人情報開示等請求書」を提出し、iDeCoに登録している情報の訂正をお願いします。なお、「個人情報開示等請求書」には、基礎年金番号や生年月日等を明らかにする書類を添付の上、提出をお願いします。
- iDeCoに登録している情報が正しい場合
登録されている他年金制度加入状況について、お勤め先に確認をお願いします。他年金制度加入状況が正しい場合は、企業年金登録情報に登録されている「基礎年金番号、生年月日、性別」のいずれかが誤っている可能性がありますので、合わせてお勤め先に確認をお願いします。

(2) 『企業型掛金拠出年金の掛金変更によるiDeCo掛金一時停止のお知らせ』をお受取りになった場合

ご加入者様のiDeCo掛金が自動調整された結果、iDeCo掛金の拠出可能額が拠出上限額(5,000円)を下回ったことから、iDeCo掛金の拠出を停止させていただきます。以下の内容をご確認の上、必要なお手続きをお願いします。

お手続き方法は、同封されているお手紙『手続きに関するご案内』の、こちらの欄をご確認ください。

次ページ以降に、

- お手紙をお送りした経緯について**
- お手紙がお手元に届いた原因について**
- ご対応方法について**
- ご留意事項**

を掲載しておりますので、あわせてご確認をお願いいたします。

1

123-9999
東京都港区六本木9-9-9

基金 三郎 様

|||||

企業年金登録情報との不整合のご案内

基礎年金番号 1234-567890
氏名 基金 三郎
性別 男
生年月日 平成15年9月19日

平素より確定拠出年金制度にご理解をいただき、誠にありがとうございます。

現在ご加入者様がお勤め先で加入されている企業型DC(企業型確定拠出年金)及びDB等他制度に登録されている情報(企業年金登録情報)を確認したところ、「他年金制度(企業型DC、DB等他制度)加入状況」「基礎年金番号」「生年月日」「性別」のいずれか、または複数の項目について、iDeCo(個人型確定拠出年金)に登録されている登録情報(お届け内容)と不整合であることが判明しました。登録情報の不整合が解消されない場合、iDeCo掛金の拠出が停止されます。

つきましては、同封の「手続きに関するご案内」に従って、必要なお手続きをお願いします。なお、今回の通知と行き違いで、すでにお手続き済みの場合は、特段お手続き(※)DB等他制度(確定給付企業年金(DB)、私学共済、各共済組合等)

各制度の登録情報と不整合理由	
iDeCo登録情報	企業型DCのみ加入
企業年金登録情報	企業型DC及びDB等他制度に加入
不整合理由	他年金制度加入状況不整合のため

ご不明な点は下記お問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

お問い合わせ先

(iDeCo各種手続き・照会先)

年金イー・トレード証券(株)
123-4567 東京都港区六本木10-11-12
グラントヒルズ確定拠出3番館10F
電話 03-1234-5678

(企業型DCの照会先)

お勤め先の企業年金制度ご担当者様
お勤め先名: 年金商事(株)

(送付元)

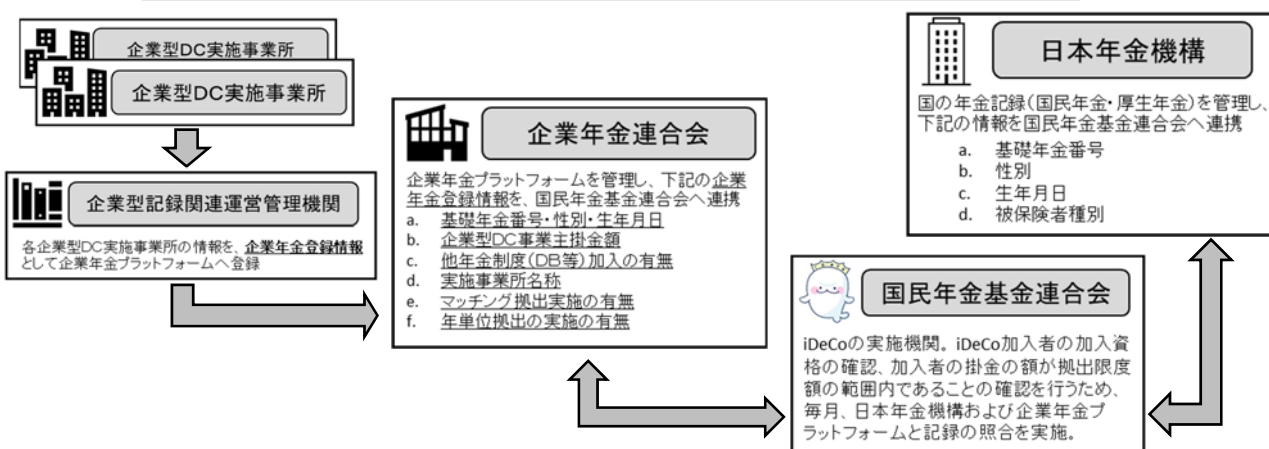
国民年金基金連合会
106-0032
東京都港区六本木6-1-1
三井住友銀行六本木支店
電話 0570-003-105
050で始まる電話でお問い合わせ
03-1233-0000

1. お手紙をお送りした経緯について

2022年の制度改正により、iDeCoへのご加入要件が緩和されたことに伴い、2022年10月以降はiDeCo（国民年金基金連合会）に登録いただいている情報^{※1}について、日本年金機構（以下、「機構」といいます。）や、企業年金プラットフォーム（企業年金連合会が運営する企業年金登録情報（登録項目は下図のa.～f.を参照ください。）データベース。以下、「PF」といいます。）との記録の照合を行い、下記の点を月次で確認させていただくことになりました。

④ 機構、PFとの記録照合で確認する内容

- ① iDeCoのご登録情報と一致しているか
- ② iDeCoへのご加入資格があるか
- ③ iDeCoで拠出されている掛金が拠出可能額の範囲内にあるか



これに伴い、iDeCoのご登録情報と、機構やPFの記録が一致しない場合には、上記①～③の確認が取れないことから、ご本人様からのお手続きをお願いするお手紙『企業年金登録情報との不整合のご案内』をお送りします。

また、登録情報の不整合が解消されない場合、iDeCo掛金の拠出を一時停止^{※3}させていただきます。

※1：iDeCoに登録されている情報

基礎年金番号、生年月日、性別、国民年金の被保険者種別、企業年金等（他年金制度）^{※2}のご加入状況などを指します。

※2：企業年金等（他年金制度）

日本の年金制度のうち、いわゆる3階部分と言われる上乘せ年金制度のうち、iDeCoおよび国民年金基金以外の制度を指します。下記の【例】のような企業年金制度等があります。

【例：企業型確定拠出年金（以下、「企業型DC」といいます。）、確定給付企業年金（以下、「DB」といいます。）、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度】

※3：一時停止の開始時期については、企業年金制度側のデータ登録、更新状況、ならびにご本人様からのお手続き書類のご提出状況によって異なるため、お調べできません。

なおPFとの登録情報の不整合の場合は、「3. ご対応方法について」に記載されたお手続き等をお取りいただくことにより、その後の記録照合で不整合の解消が確認できた場合は、一時停止は自動的に解除されます。

2. お手紙がお手元に届いた原因について

『企業年金登録情報との不整合のご案内』がお手元に届いた場合、原因として下記の①、②のご状況が考えられます。

⊕ お手紙が届いた原因として考えられる、ご加入者様のご状況

- ① iDeCoに登録されている「企業年金等（他年金制度）^{※2}のご加入状況」に誤りがある
- ② iDeCoに登録されている情報（基礎年金番号^{※4}、生年月日、性別を含む）が、PFに登録されている「企業年金登録情報^{※5}（他年金制度のご加入状況、基礎年金番号等）」と相違している

※4：正しい基礎年金番号は、下記のいずれかの方法でご確認ください。

- ◆ 機構から届いている年金手帳・基礎年金番号通知書等の通知物で確認する
- ◆ 最寄りの年金事務所に問い合わせる

※5：PFに登録されている「企業年金登録情報」については、企業型DCのご加入者様向けWebサイトでご確認ください^{※6}。

なお、「企業年金登録情報」に登録されている項目は、「1. お手紙をお送りした経緯について」の図内に項目 a. ～ f. として記載しております。

ご加入者様向けWebサイトのご確認方法が不明な場合は、企業型記録関連運営管理機関（以下、「企業型RK」といいます。）、もしくはお勤め先の企業年金制度ご担当者様におたずねください。

※6：法令では、企業型RKは、企業型DCのご加入者様向けのWebサイトで、下記の情報等を表示するものとされています。

- (ア) 事業主掛金および企業型DC加入者掛金の拠出（マッチング拠出）の状況
- (イ) DB等の他制度の加入者の場合は、その旨
- (ウ) 企業型DCの事業主掛金が年単位拠出となっている、すなわち、当該企業型DCのご加入者様がiDeCoにご加入できない場合は、その旨
- (エ) 拠出することができると見込まれるiDeCoの掛金の額

また、企業型DCのご加入者様がiDeCoへのご加入やご変更等のお申出をされる際には、このWebサイトでご加入要件等を確認することとされています。

なお、これらの情報についてはiDeCoの金融機関などでは保有しておりませんので、お問い合わせいただいても、お答えすることができません。

3. ご対応方法について

ご加入者様のご状況に応じて、下記のいずれかのご対応をお願いいたします。

なお、P Fとの不整合の場合、ご対応完了後の記録照合で不整合の解消が確認できた場合は、一時停止は自動的に解除されます。

- ◆ お手紙『企業年金登録情報との不整合のご案内』の左下の「お勤め先名」に記載されている事業所（こちらのご案内の1ページ目に掲載されている見本の、青枠、下段の部分です）をご退職済みの場合は、登録事業所変更等のお手続きが必要となりますので、ご加入者様がi D e C oのご加入をお申込みいただいた金融機関など^{※7}にご連絡ください。

(1) i D e C oに登録されている情報に誤りや変更がある場合

i D e C oに登録されている企業年金等（他年金制度）のご加入状況や、基礎年金番号、生年月日、性別などに誤り（あるいはご変更手続きの遅延）がある場合は、ご加入者様がi D e C oのご加入をお申込みいただいた金融機関などにご連絡いただき、下表の「ご対応方法」に記載のお手続き^{※8}を行っていただきますよう、お願いいたします。

ご加入者様のご状況	ご対応方法
i D e C oに登録されている「企業年金等（他年金制度）のご加入状況」が誤っている	金融機関などへ、企業年金等（他年金制度）のご加入状況を変更するためのお届出（加入者他年金（企業年金等）加入状況等変更届 K-028）をご提出いただき、i D e C oに登録されている情報の変更をお願いします。 正しい企業年金等（他年金制度）のご状況については、企業型DCのご加入者様向けWebサイト等をご確認ください ^{※5 ※6} 。
i D e C oに登録されている「基礎年金番号、生年月日、性別」のいずれかに誤りがある	金融機関などへ、訂正のためのお届出（個人情報開示等請求書）をご提出いただき、i D e C oに登録されている情報の訂正をお願いします。 なお、お届出の際には、訂正事項を明らかにする書類の添付が必要です。

(2) i D e C oに登録されている情報が正しい場合

i D e C oに登録されている情報が正しい場合、P Fに登録されている企業年金登録情報に誤りがある可能性があります。企業型DCのご加入者様向けWebサイトや、お勤め先の企業年金制度ご担当者様へ下記の項目をご確認^{※5 ※6}ください。

誤りがある場合は、お勤め先を通じて訂正のお手続きをお願いいたします。

(ア) 企業型DCおよび他の企業年金等（他年金制度）^{※2}のご加入状況

(イ) 企業年金登録情報に登録されている「基礎年金番号、生年月日、性別」

※7：金融機関などがわかりにならない場合は、お手紙『企業年金登録情報との不整合のご案内』の左下の

「i D e C o各種手続き・照会先」欄をご確認いただければ、金融機関などの名称と電話番号が記載されております（こちらのご案内の1ページ目に掲載されている見本の、青枠、上段の部分です）。

金融機関などによっては、ご加入者様向けのホームページにお手続き方法が記載されている場合もございますので、お問い合わせの前に金融機関などのホームページをご確認ください。

※8：「3. ご対応方法について」の表内、「ご対応方法」欄に記載の書類には、添付書類が必要となる場合があります。

また、ご加入者様のご状況によっては、「ご対応方法」欄に記載のお届出書類と異なる書類のご提出が必要となる場合があります。詳細は金融機関などにご相談ください。

4. ご留意事項

当年分の『小規模企業共済等掛金払込証明書』の追加発行について

- i D e C o 掛金額の一時停止が 11 月～12 月となる場合、確定申告や年末調整の際に添付する『小規模企業共済等掛金払込証明書』の証明額に変更が生じます。
- ご加入者様のお手元にすでに『小規模企業共済等掛金払込証明書』が届いている場合は、一時停止の予定を反映した同証明書が追加発行されます（i D e C o 掛金額の引落としが一時停止された月の、同月下旬に発行）。
- お勤め先での年末調整申告後に i D e C o 掛金額の一時停止となった場合は、追加発行された『小規模企業共済等掛金払込証明書』を添付の上、確定申告において申告額を修正していただく必要があります。

以上